

1. 件 名 : 「リサイクル燃料貯蔵株式会社によるリサイクル燃料備蓄センターの使用済燃料貯蔵事業変更許可申請に係る新規制基準への適合確認に関するヒアリング（197）」

2. 日 時 : 令和2年4月27日（月）10時15分～12時15分

3. 場 所 : 原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

石井企画調査官、上石安全審査官、尾崎安全審査専門職、田口安全審査専門職、森野安全審査専門職、宮坂安全審査専門職

リサイクル燃料貯蔵株式会社

山崎取締役副社長 兼 リサイクル燃料備蓄センター長、
品質保証部長 他13名

5. 要旨

リサイクル燃料貯蔵株式会社（以下「事業者」という。）と新規制基準適合性に関して、以下のとおり面談を実施した。

（1）事業者から、前回審査会合で作成することとなった整理表について、配布資料に基づき説明があった。

（2）原子力規制庁から、主に以下の点を伝えた。

①第3条関係

・未臨界評価で基準とする中性子実効増倍率の設定方針の記載について整理すること

②第4条関係

・金属キャスクによる遮蔽設計について、基準とする線量当量率の設定の方針の記載について整理すること
・貯蔵建屋の遮蔽設計について、開口部等に実施する具体的な措置等が明確になるよう整理すること

③第6条関係

・貯蔵建屋内雰囲気温度を設定する上で、電気品の性能維持やコンクリートの健全性を考慮していることが明確になるよう整理すること

④第9条関係

・耐震重要度の分類にかかる基本的な考え方及び基本設計方針が明確になるよう整理すること

- ・耐震Bクラスの貯蔵建屋、天井クレーン及び搬送台車に対する設計方針について、基準地震動に対する設計方針を含め整理すること

⑤第14条関係

- ・放射線及び放射性物質の放出量の計算における解析モデルや評価条件の設定の方針について明確になるよう整理すること

⑥第15条関係

- ・経年変化に対する設計方針について、防錆塗装等の措置を含め、事業許可基準規則への適合のための設計及び措置が明確となるよう整理すること

⑦第18条関係

- ・廃棄物による汚染拡大防止のための廃棄物貯蔵室に対する設計方針の記載について整理すること

⑧第19条関係

- ・事故時における監視及び測定を考慮した設計方針となっていることが明確になるように整理すること

⑨全般

- ・金属キャスクのバスケットの構造健全性の維持、金属キャスク内の負圧維持及び金属キャスクの構成部材の強度／性能の維持に係る設計の期間の記載について全体で整合が図れるよう整理すること

(3) 事業者から、本日のヒアリングを踏まえて対応する旨の発言があった。

6. 配布資料

資料1 使用済燃料貯蔵事業許可基準規則／事業変更許可申請書記載事項整理表